

2. 施設の復旧費用などの補助制度について知りたい

(1) なりわい再建補助金

県が「復興事業計画」を策定し、計画に基づき事業者が行う施設復旧等の費用の一部を国が支援します。

対象者

中小企業者・中小企業事業協同組合等
※県が「復興事業計画」を策定する必要があります。

支援内容

令和2年7月豪雨において、本激基準適用等の一定の要件を満たす県（熊本県）を対象に、県の復興事業計画に基づき事業者が行う施設復旧等の費用を補助します。

①公募開始日:調整中

②補助率：中小企業者・中小企業事業協同組合等 3 / 4 （国 1 / 2、県 1 / 4）

※過去に被災、売上減少要件など一定の要件を満たす場合は、5億円までは定額補助（国2/3、県1/3）

③上限額：15億円

④補助対象費目：施設、設備の復旧費用等（資材・工事費、設備調達や移転設置費、取り壊し、除去費、整地、排土費等を含む）

※従前の施設等の復旧では事業再開や売上回復等が困難な場合、新分野需要開拓等の新たな取組（「新商品製造ラインへの転換」、「生産性向上のための設備導入」、「従業員確保のための宿舍整備」等）に要する費用も補助します。

※令和2年7月豪雨で被害の原因となった災害の発生以降、交付決定前に実施した施設等の復旧事業についても遡及適用が認められる場合があります。

お問い合わせ先

中小企業庁 経営支援部 経営支援課（電話）03-3501-1763